



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

| | |
|--|----|
| ○ 沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則（管財課） | 1 |
| ○ 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（環境保全課） | 2 |
| ○ 沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護・緑化推進課） | 5 |
| ○ 沖縄県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） | 5 |
| ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（子育て支援課） | 7 |
| ○ 沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則（保健医療政策課） | 10 |
| ○ 沖縄県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則（保健医療政策課） | 10 |

告 示

| | |
|---|----|
| ○ 歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課） | 11 |
| ○ 歳入の収納の事務の委託（地域・離島課） | 11 |
| ○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課） | 11 |
| ○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） | 12 |
| ○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） | 12 |
| ○ 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定の辞退（福祉政策課） | 12 |
| ○ 家畜の予防検査の実施（畜産課） | 12 |
| ○ 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） | 14 |
| ○ 民有保安林の指定（森林管理課） | 15 |
| ○ 民有保安林の指定の解除・7件（森林管理課） | 15 |
| ○ 基本測量の実施の通知（道路管理課） | 17 |
| ○ 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） | 17 |
| ○ 都市計画事業の変更の認可・7件（都市計画・モノレール課） | 20 |

公 告

| | |
|---------------------------------|----|
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） | 22 |
| ○ 建設業者の許可の取消し（土木総務課） | 23 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） | 29 |

教育委員会事項

| | |
|---------------------------------|----|
| ○ 沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程の一部を改正する訓令 | 30 |
|---------------------------------|----|

規 則

沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第6号

沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県職務発明等に関する規則（平成9年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「環境政策課長」を「保健医療政策課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第7号**沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

（沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）

第1条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の47から同欄第174号の47の3までを次のように改める。

174の47 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）第17条の規定に基づき、第一種特定製品の管理者に対し、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。

174の47の2 フロン排出抑制法第18条第1項及び第3項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者に対し、勧告をし、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

174の47の3 フロン排出抑制法第27条第2項の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者の登録の申請を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の47の3の次に次の2号を加える。

174の47の4 フロン排出抑制法第28条の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者の登録をし、その旨を通知すること。

174の47の5 フロン排出抑制法第29条の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者の登録を拒否し、その旨を通知すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の48中「フロン回収破壊法第12条第2項において準用するフロン回収破壊法第10条の規定」を「フロン排出抑制法第30条第2項において準用するフロン排出抑制法第28条の規定」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄第174号の48の2中「フロン回収破壊法第13条」を「フロン排出抑制法第31条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄第174号の49中「フロン回収破壊法第13条第2項において準用するフロン回収破壊法第10条の規定」を「フロン排出抑制法第31条第2項において準用するフロン排出抑制法第28条の規定」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄第174号の49の2中「フロン回収破壊法第13条第2項において準用するフロン回収破壊法第11条の規定」を「フロン排出抑制法第31条第2項において準用するフロン排出抑制法第29条の規定」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄第174号の50中「フロン回収破壊法第14条」を「フロン排出抑制法第32条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同欄第174号の50の2中「フロン回収破壊法第15条」を「フロン排出抑制法第33条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄第174号の50の3中「フロン回収破壊法第16条」を「フロン排出抑制法第34条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄第174号の50の4中「フロン回収破壊法第17条」を「フロン排出抑制法第35条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄第174号の50の5中「フロン回収破壊法第17条第2項において準用するフロン回収破壊法第11条第2項の規定」を「フロン排出抑制法第35条第2項において準用するフロン排出抑制法第29条第2項の規定」に、「第一種フロン類回収業者又は第一種フロン類回収業者であった者」を「第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類充填回収業者であった者」に改め、同欄第174号の50の6中「フロン回収破壊法第20条

の2」を「フロン排出抑制法第45条」に、「取引証明書」を「引取証明書」に、「報告を受けること」を「報告を第一種特定製品廃棄等実施者から受けること」に改め、同欄第174号の51中「フロン回収破壊法第22条」を「フロン排出抑制法第47条」に、「第一種フロン類回収業者からの回収量等の報告」を「第一種フロン類充填回収業者からの充填量及び回収量等の報告」に改め、同欄第174号の52中「フロン回収破壊法第23条」を「フロン排出抑制法第48条」に、「フロン類の回収の委託、引渡し又は引取り等」を「フロン類の充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取り等」に改め、同欄第174号の53中「フロン回収破壊法第24条」を「フロン排出抑制法第49条」に改め、同欄第174号の59中「フロン回収破壊法第43条」を「フロン排出抑制法第91条」に改め、同欄第174号の60中「フロン回収破壊法第44条」を「フロン排出抑制法第92条」に、「又はフロン類の回収の業務を行う場所」を「、第一種特定製品を設置する場所又はフロン類の充填若しくは回収の業務を行う場所」に、「検査」を「検査又は試料の収去」に改める。

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成13年沖縄県規則第106号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

第1条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（）を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（）に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（）を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（）に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（）を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（）に改める。

第2条中「第10条」を「第28条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改める。

第4条の見出し中「回収業者」を「充填回収業者」に改め、同条中「第10条」を「第28条」に、「第12条」を「第30条」に、「第13条」を「第31条」に改める。

第5条の見出し中「回収業者」を「充填回収業者」に改め、同条中「第11条」を「第29条」に、「第12条」を「第30条」に改める。

第6条の見出し中「回収業者」を「充填回収業者」に改め、同条中「第17条」を「第35条」に、「第11条」を「第29条」に改める。

第7条中「第15条」を「第33条」に改める。

第8条中「第14条」を「第32条」に改める。

第9条第1項中「第一種フロン類回収業者登録簿閲覧所」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿閲覧所」に改める。

第1号様式中「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に、

| 回収の対象とする第一種特定製品の種類 | 回収しようとするフロン類の種類 | | |
|--------------------------|-----------------|------|-----|
| | CFC | HCFC | HFC |
| (1) エアコンディショナー | | | |
| (2) 冷蔵機器・冷凍機器 | | | |
| フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品 | | | |

を

| 回収の対象とする第一種特定製品の種類 | 回収しようとするフロン類の種類 | | |
|-------------------------|-----------------|------|-----|
| | CFC | HCFC | HFC |
| (1) エアコンディショナー | | | |
| (2) 冷蔵機器・冷凍機器 | | | |
| フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品 | | | |

に改

| 充填の対象とする第一種特定製品の種類 | 充填しようとするフロン類の種類 | | |
|--------------------|-----------------|------|-----|
| | CFC | HCFC | HFC |
| (1) エアコンディショナー | | | |
| (2) 冷蔵機器・冷凍機器 | | | |

める。

第2号様式中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第10条」を「第28条」に、「第12条」を「第30条」に、「第13条」を「第31条」に、

| 回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収するフロン類の種類 | | | |
|---------------------------------|-------------|------|-----|
| 回収の対象とする第一種特定製品の種類 | 回収するフロン類の種類 | | |
| | CFC | HCFC | HFC |
| (1) エアコンディショナー | | | |
| (2) 冷蔵機器・冷凍機器 | | | |
| フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品 | | | |

| 回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収するフロン類の種類 | | | |
|---------------------------------|-------------|------|-----|
| 回収の対象とする第一種特定製品の種類 | 回収するフロン類の種類 | | |
| | CFC | HCFC | HFC |
| (1) エアコンディショナー | | | |
| (2) 冷蔵機器・冷凍機器 | | | |
| フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品 | | | |

| 充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填するフロン類の種類 | | | |
|---------------------------------|-------------|------|-----|
| 充填の対象とする第一種特定製品の種類 | 充填するフロン類の種類 | | |
| | CFC | HCFC | HFC |
| (1) エアコンディショナー | | | |
| (2) 冷蔵機器・冷凍機器 | | | |

める。

第3号様式中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第11条」を「第29条」に、「第12条」を「第30条」に改める。

第4号様式中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第17条」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第35条」に、「第11条」を「第29条」に改める。

第5号様式中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第15条」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条」に改める。

第6号様式中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第14条」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第32条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」

を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第8号

沖縄県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立自然公園条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第13項中「第1項第3号及び第4号並びに」を削り、同項第2号に次のように加える。

カ 前項第1号ア又はイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

第14条第17項第1号中「第13条」を「第20条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第9号

沖縄県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県老人福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の3」を「第6条の2」に改める。

第3条中「第1条の7」を「第1条の9」に改める。

第4条中「第1条の8」を「第1条の10」に改める。

第5条中「第1条の9」を「第1条の11」に改める。

第6条中「第1条の10」を「第1条の14」に改める。

第7条中「施行規則第3条の2」を「法第15条の2第1項」に改める。

第21条第2項中「又は有料老人ホーム廃止（休止）届（第9号様式の3）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止（休止）届（第9号様式の3）によらなければならない。

第1号様式中「老人居宅生活支援事業を次のとおり老人居宅生活支援事業」を「老人居宅生活支援事業を次のとおり」に、

| | | |
|-----|-----|--|
| 事 業 | 種 類 | |
| | 内 容 | |

を

| | | |
|--------------|-------|--|
| 事 業 | 種 類 | |
| | 内 容 | |
| 施 設 (事業所) | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |

に、「5 老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、種類（痴呆対応型老人共同生活援助事業に係る

ものを除く。)、所在地及び入所定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)」を「5入所定員又は入居定員」に改める。

第1号様式の2中

| | | |
|-----|----|--|
| 経営者 | 氏名 | |
| | 住所 | |

を

| | | |
|-------------|-----|--|
| 施設 (事業所) | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 経営者 | 氏名 | |
| | 住所 | |

に改める。

第1号様式の3中

| | | |
|-----|----|--|
| 経営者 | 氏名 | |
| | 住所 | |

を

| | | |
|-------------|-----|--|
| 施設 (事業所) | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 経営者 | 氏名 | |
| | 住所 | |

に改める。

第2号様式の2中「老人福祉法施行規則第3条の2」を「老人福祉法第15条の2第1項」に改める。

「4 予算書

第3号様式中「施設の目的」を「施設の所在地」に、 5 市町村の同意書(当該市町村の区域外に設置
6 財産目録

「4 協力病院との契約書の写し

5 予算書

するとき。) を 6 市町村の同意書(当該市町村の区域外に設置するとき。) に改める。

」 7 財産目録]

「4 協力病院との契約書の写し

5 予算書

第3号様式の2中 5 資金計画書 を 6 資金計画書 に改める。

6 市町村の意見書 7 市町村の意見書

7 財産目録] 8 財産目録

9 土地及び建物に係る権利関係の写し」

「 住 所

印」 を 設置者 法人名

に、「氏名又

氏 名

印」

第9号様式中「設置者 住 所
氏 名

は名称」を「法人名」に改める。

「 住 所

「第9号様式の2中「設置者 住所
氏名 印」を「設置者 法人名
氏名 印」に、
「有料老人ホーム設置届出年月日」を「施設の名称」に、「変更予定年月日」を「変更年月日」に改める。
「第9号様式の3中「第2項」を「第3項」に、設置者 住所
氏名 印」を「設置者 法人名
氏名 印」に、
に改める。
印」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第10号**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成19年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「省令」」を「平成26年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「府省令」」に改める。

第4条を次のように改める。

（設置の届出等）

第4条 法第16条の規定による設置の届出及び法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請（届出）書（第3号様式）によるものとする。

第8条を第9条とする。

第7条中「省令第7条」を「府省令第29条」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第8条」を「第30条」に、「第4号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「省令第6条」を「府省令第28条」に、「乳児及び幼児の数並びに同項第4号に規定する子どもの数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」に改め、同条第2項中「省令第6条」を「府省令第28条」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（変更の届出等）

第5条 次の各号に掲げる変更の届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第16条の規定による設置者変更の届出書及び法第17条第1項の規定による設置者変更の認可申請書 第4号様式
- (2) 法第29条第1項の規定による変更の届出書 第5号様式
- (3) 法第16条の規定による廃止又は休止の届出書及び法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可申請書 第6号様式

第1号様式中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に、「定員」を「利用定員」に、「保育に欠ける子」を「保育を必要とする子」に、「保育に欠けない子」を「保育を必要とする子以外の子」に改める。

第4号様式中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に、「第8条第1項」を「第30条第1項」に、「保育している子どもの数」を「在籍している子どもの利用定員」に、「保育に欠ける子」を「保育を必要とする子」に、「保育に欠けない子」を「保育を必要とする子以外の子」に、「沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）」を「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども

園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）」に改め、「次の書類」の次に「（幼稚園型・保育所型・地方裁量型のみ）」を加え、「法第6条第1項」を「法第28条」に改め、同様式を第7号様式とする。

第3号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、「第7条」を「第29条」に改め、同様式を第5号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

幼保連携型認定こども園廃止（休止）に係る申請（届出）書

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項（第16条）の規定により、幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、関係書類を添えて申請（届出）します。

| | |
|--------------------|--|
| 施設の名称 | |
| 施設の所在地 | |
| 廃止（休止）の理由 | |
| 園児の処置方法 | |
| 廃止の期日 (休止の予定期間) | |
| 財産の処分 (廃止の場合のみ) | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

幼保連携型認定こども園設置認可申請（届出）書

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項（第16条）の規定により、幼保連携型認定こども園を設置したいので、関係書類を添えて申請（届出）します。

| | |
|------------------------|--|
| 施設の名称 | |
| 施設の所在地 | |
| 設置の目的 | |
| 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面 | |
| 園則 | |
| 経費の見積り及び維持方法 | |

| 開設予定年月日 | | | | |
|-----------------|----------------------------|-----------|---------------|----|
| 利用定員 | 区分 | 保育を必要とする子 | 保育を必要とする子以外の子 | 合計 |
| | 満3歳以上 | 人 | 人 | 人 |
| | 満3歳未満 | 人 | 人 | 人 |
| | 合計 | 人 | 人 | 人 |
| 教育及び保育の目標及び主な内容 | 【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】 | | | |
| | 【教育及び保育の内容の概要】 | | | |
| | 年間開園日数 | 日 | | |
| | 開園時間 | 平日 | | |
| | | 土曜日 | | |
| | 日曜日・祝日 | | | |
| | その他 | | | |
| 子育て支援事業 | | | | |

添付書類

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）に掲げる基準に適合していることを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請（届出）書

沖縄県知事 殿

設置者（変更前）

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)

設置者（変更後）

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項（第16条）の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者の変更をしたいので、下記のとおり、変更認可の承認申請（届出）をします。

記

1 幼保連携型認定こども園の名称

2 変更の理由

3 変更の時期

4 幼保連携型認定こども園の認可（届出）事項の変更内容
(目的・所在地・園地、園舎等、園則、経費の見積り及び維持方法)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第11号

沖縄県立看護大学学則の一部を改正する規則

沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第8条第4項を次のように改める。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第8条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第13条第1項第6号中「8月1日」を「8月15日」に改める。

第30条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、授業科目の成績に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第31条中「前条第3項の規定により」を削る。

第35条第2項及び第58条中「教授会の議を経て」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第12号

沖縄県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則

沖縄県立看護大学大学院学則（平成16年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書きを加える。

ただし、転入学若しくは再入学する場合又は特別の必要があり、かつ、教育上支障がない場合は、後学期の始めとすることができる。

第17条中「第5号及び第6号」及び「、第3条第2項に規定する収容定員に欠員があるときに限り」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 再入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。
 第22条第2項中「、研究科委員会の議を経て」を削る。
 第35条第3項を削り、同条第4項中「前項の規定により」を削り、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業科目の成績に関し必要な事項は、学長が別に定める。
 第37条中「16単位」を「20単位」に改める。
 第47条中「、研究科委員会の議を経て」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第37条の規定は、この規則の施行の日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

告 示**沖縄県告示第171号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
 2 受託者の名称及び所在地
 (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号
 3 委託期間 平成27年2月26日から平成28年2月25日まで

沖縄県告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
 2 受託者の名称及び所在地
 (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号
 3 委託期間 平成27年2月26日から平成28年2月25日まで

沖縄県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定施術機関の名称（施術者の氏名） | 指定施術機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|-------------------------------|------------|
| 心身堂鍼灸・整骨院読谷院（大城亮武） | 読谷村字古堅740番地イオンタウン読谷ショッピングセンター | 平成27年1月1日 |
| 南洋堂整骨院（宮国一郎） | 宮古島市平良字西里791番地 | 平成27年1月20日 |

| | | |
|---------------------------|-----------------------------|------------|
| 西崎整骨院（伊礼幸司） | 糸満市西崎六丁目11番地13号 | 平成27年2月2日 |
| 上原はりきゅう治療院（上原邦仁） | 豊見城市字豊崎1番地880コンフォートM 401 | 平成27年2月13日 |
| K E i R O Wコザステーション（谷中正典） | 沖縄市照屋二丁目20番27号1階 | 平成27年2月17日 |
| 美里整骨院（泉洋一） | 沖縄市東二丁目1番8号 | 平成27年2月19日 |
| おもと整骨院（知念良樹） | 沖縄市東二丁目13番5号 | 平成27年2月19日 |

沖縄県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

所在地の変更

| 指定施術機関の名称 (施術者の氏名) | 指定施術機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------------------|-------------|------------------|-----------------|-----------|
| ふく木の里はり整骨院 (伊藝学) | 金武町字金武47番地5 | 金武町字金武79 06番地 | 金武町字金武47 番地5 | 平成27年1月5日 |

沖縄県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定施術機関の名称（施術者の氏名） | 指定施術機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|----------------|-----------|
| 西崎整骨院（玉城千年） | 糸満市西崎六丁目11番13号 | 平成27年2月1日 |

沖縄県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により、次の指定施術機関は、その指定を辞退した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定施術機関の名称（施術者の氏名） | 指定施術機関の所在地 | 辞退年月日 |
|---------------------|-------------------------------|-------------|
| 心身堂鍼灸・整骨院読谷院（田中真莉奈） | 読谷村字古堅740番地イオンタウン読谷シヨッピングセンター | 平成26年12月31日 |

沖縄県告示第177号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

| 疾病名 | 家畜の種類 | 家畜の範囲 |
|-------------------------------------|--------------------------|---|
| 牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症 | 牛 | 主として未越夏牛 |
| 口蹄疫 | 牛、めん羊、山羊及び豚 | 全ての牛、めん羊、山羊及び豚 |
| ブルセラ病 | 牛及び豚 | (1) 摺乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 種付けの用に供する雄牛及び豚 |
| 結核病 | 牛及び山羊 | (1) 摺乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊 (2) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛 |
| ヨーネ病 | 牛 | (1) 摺乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 |
| 伝達性海綿状脳症 | 牛、めん羊及び山羊 | (1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊 |
| ピロプラズマ病 | 牛 | 主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛 |
| アナプラズマ病 | 牛 | 主として八重山地域の高齢牛 |
| 牛白血病 | 牛 | 主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 |
| 馬伝染性貧血 | 馬 | (1) 繁殖の用に供する雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (2) 種付けの用に供する雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (3) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬 |
| 豚コレラ | 豚 | 主として子豚及び繁殖豚 |
| オーエスキーア病 | 豚及びいのしし | 主として県外導入豚及び繁殖豚若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし |
| ニューカッスル病 | 鶏 | 主として採卵鶏、ブロイラー及び種鶏 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鶏、あひる、うずら、きじ、だぢょう及びほろほろ鳥 | 主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だぢょう及びほろほろ鳥 |
| 家kinsalモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病 | 鶏 | 種鶏及び種鶏候補群 |
| モ腐蛆病 | みつばち | みつばち |

4 期日及び場所

- (1) 期日 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の

市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

| 疾病名 | 方法 |
|-------------------------------------|---|
| 牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症 | 中和試験法及びウイルス分離試験法 |
| 口蹄疫 | 臨床検査 |
| ブルセラ病 | 凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）、エライザ法及び補体結合反応検査 |
| 結核病 | ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法） |
| ヨーネ病 | スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査 |
| 伝達性海綿状脳症 | エライザ法、ウエスタンプロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査 |
| ピロプラズマ病 | 血液検査及び遺伝子検査 |
| アナプラズマ病 | 血液検査及び遺伝子検査 |
| 牛白血病 | エライザ法及び間接赤血球凝集反応 |
| 馬伝染性貧血 | 寒天ゲル内沈降反応検査 |
| 豚コレラ | 中和試験法及びエライザ法 |
| オーエスキ一病 | ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査 |
| ニューカッスル病 | H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法 |
| 家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病 | 血清平板凝集反応法 |
| 腐蛆病 | 臨床検査及び細菌検査 |

沖縄県告示第178号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため

2 実施する区域 県一円

3 対象となる家畜の種類及び範囲

| 疾病名 | 家畜の種類 | 家畜の範囲 |
|--------------|-------|----------------|
| 牛流行熱及びイバラキ病 | 牛 | 主として搾乳の用に供する雌牛 |
| アカバネ病、チュウザン病 | 牛 | 主として未経産牛 |

| | | |
|--------------|---|----------------------|
| 及びアイノウイルス感染症 | | |
| ピロプラズマ病 | 牛 | 主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛 |
| アナプラズマ病 | 牛 | 主として八重山地域の高齢牛 |
| ニューカッスル病 | 鶏 | 主として種鶏及び採卵鶏 |

4 期日及び場所

(1) 期日 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

| 疾病名 | 注射又は薬浴の別 | 方法 |
|--------------------------|----------|--|
| 牛流行熱及びイバラキ病 | 注射 | 牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液 |
| アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症 | 注射 | 牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液 |
| アカバネ病 | 注射 | アカバネ病（生）予防液 |
| ピロプラズマ病 | 薬浴 | プアオン法 |
| アナプラズマ病 | 薬浴 | プアオン法 |
| ニューカッスル病 | 注射 | ニューカッスル病（不活化）予防液 |

沖縄県告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 保安林の所在場所 国頭郡大宜味村字根路銘島原124番、125番

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除に係る保安林の所在場所 糸満市字喜屋武具志川原1156番2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡八重瀬町字波名城与古田屋原541番1・542番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路用地及び道路付帯施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除に係る保安林の所在場所 八重山郡竹富町字黒島伊吉1373番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路等施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字松田真平原2829番・2856番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除に係る保安林の所在場所 糸満市字喜屋武具志川原1156番2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 国定公園整備事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡八重瀬町字具志頭須武座原1450番・1490番・1490番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 遊歩道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)
-

沖縄県告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名山196番26・196番27・196番119・196番123（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、196番104、196番114、196番116、196番117、196番118
 - 2 保安林として指定された目的 干害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)
-

沖縄県告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
 - 2 基本測量を実施する期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び（国土広域情報）修正測量）
-

沖縄県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--|---------------------|
| 石嶺(2) | 那覇市首里石嶺町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域 (「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 石嶺(3) | 那覇市首里石嶺町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域 (「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。) | 急傾斜地の崩壊 |
| 石嶺(4) | 那覇市首里石嶺町2丁目及び西原町字幸地の区域のうち、次 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|----------|--|---------|
| | の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び沖縄県中部土木事務所並びに那覇市役所及び西原町役場において縦覧に供する。） | |
| 石嶺(5) | 那覇市首里石嶺町3丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 幸地 | 那覇市首里石嶺町4丁目及び西原町字幸地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び沖縄県中部土木事務所並びに那覇市役所及び西原町役場において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 金城 | 那覇市首里金城町1丁目、首里金城町3丁目及び首里金城町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 金城(1)-1 | 那覇市首里金城町3丁目及び首里金城町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 金城(1)-2 | 那覇市首里金城町3丁目及び首里金城町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 金城(2) | 那覇市首里金城町4丁目及び繁多川4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山川(1) | 那覇市首里山川町1丁目及び首里山川町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山川(2) | 那覇市首里山川町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山川(3) | 那覇市首里桃原町1丁目及び字古島の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 首里寒川 | 那覇市首里寒川町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 首里寒川(2) | 那覇市字松川及び首里寒川町2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 繁多川(1)-1 | 那覇市繁多川3丁目及び繁多川4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 繁多川(1)-2 | 那覇市繁多川3丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 繁多川(2)-1 | 那覇市繁多川2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|----------|--|---------|
| 繁多川(2)－2 | 那霸市繁多川2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 繁多川(3) | 那霸市繁多川4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 松川(1) | 那霸市松川1丁目及び三原2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 松川(2) | 那霸市字松川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 松川(3) | 那霸市字松川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 牧志 | 那霸市牧志3丁目及び壺屋1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 楚辺 | 那霸市楚辺1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 古波蔵(1) | 那霸市楚辺2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 古波蔵(2) | 那霸市楚辺2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 首里大中 | 那霸市首里大中町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 天久(2) | 那霸市字天久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 上之屋 | 那霸市上之屋1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 急傾斜地の崩壊 |
| 首里石嶺 | 那霸市首里石嶺町1丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 地滑り |
| 首里桃原 | 那霸市首里桃原町1丁目、首里桃原町2丁目、首里儀保町4丁目及び字古島の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 地滑り |
| 首里寒川 | 那霸市首里金城町3丁目、首里金城町4丁目、首里崎山町4丁目及び繁多川4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 地滑り |
| 首里崎山 | 那霸市首里崎山町4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那霸市役所において縦覧に供する。） | 地滑り |

| | | |
|----------------|--|-----|
| 繁多川 | 那覇市繁多川3丁目、繁多川4丁目、首里金城町2丁目及び首里金城町3丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 地滑り |
| 古波蔵 | 那覇市字国場及び古波蔵4丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 地滑り |
| 真嘉比川201-A29-01 | 那覇市首里山川町2丁目、字古島及び松島2丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。） | 土石流 |

沖縄県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第245号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那1号城岳公園
- 3 事業施行期間 昭和56年4月27日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第100号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那6号新都心公園
- 3 事業施行期間 平成3年2月15日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第514号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那4号大石公園
 - 3 事業施行期間 平成8年5月21日から平成30年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第396号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 浦添市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・4・浦1号前田公園
 - 3 事業施行期間 平成19年6月12日から平成32年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成19年沖縄県告示第396号の事業地のうち、浦添市字前田西前田原において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更
-

沖縄県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第402号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那5号虎瀬公園
 - 3 事業施行期間 平成19年6月15日から平成32年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第475号で認可した宮古都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 宮古島市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・平1号カママ嶺公園
 - 3 事業施行期間 平成21年9月11日から平成30年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第247号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那88号山下町第一洞穴遺跡公園
 - 3 事業施行期間 平成24年4月24日から平成28年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年5月3日まで縦覧に供する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年3月4日
 - 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際マングローブ生態系協会
 - 3 代表者の氏名 馬場繁幸
 - 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町千原1番地琉球大学農学部内
 - 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内及び海外においてマングローブ生態系に関する調査、研究、情報収集等を行うことにより、環境保全、産業振興に寄与することを目的とするほか、これらの活動を通じ、国際的な研究協力、学術交流を図りもってマングローブ生態系の保全及びマングローブに関する国際協力を推進するとともに、わが国や沖縄県の国際的地位向上に貢献することを目的とする。
-

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年5月3日まで縦覧に供する。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マーズ

3 代表者の氏名 下地克子

4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字狩俣1155番地1

5 定款に記載された目的 この法人は障害者や子ども及び高齢者などの社会的弱者とされる人々に対し、福祉活動やレクリエーション活動を通じて、社会的弱者とされる人々の健康で明るい豊かな生活の形成育成と、相互の交流に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日

(2) 商号名 有限会社福地組

(3) 代表者名 福地裕吉

(4) 所在地 中頭郡嘉手納町字水釜112番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第1116号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。

2(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日

(2) 商号名 有限会社ヒロ建設

(3) 代表者名 與那嶺達博

(4) 所在地 中頭郡中城村字屋宜271番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第6349号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。

3(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日

(2) 商号名 有限会社知花重機土木

(3) 代表者名 島袋茂夫

(4) 所在地 沖縄市美原二丁目13番6号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第6429号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

4(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日

(2) 商号名 株式会社丸興建設

(3) 代表者名 砂川興得

(4) 所在地 中頭郡中城村字南上原1148番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12212号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

5(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日

(2) 商号名 有限会社古謝建設

(3) 代表者名 古謝勝良

(4) 所在地 中頭郡嘉手納町字水釜204番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-26）第503号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成26年11月21日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 株式会社大生通信
(3) 代表者名 與那國隆
(4) 所在地 豊見城市字豊見城318番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第5180号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年11月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 三立建設
(3) 代表者名 徳元優
(4) 所在地 糸満市西崎一丁目14番18号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第1306号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 有限会社カワセツ
(3) 代表者名 川平悟
(4) 所在地 南城市玉城字愛地340番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第10106号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月2日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 有限会社金元建設
(3) 代表者名 金城元一
(4) 所在地 宜野湾市字宇地泊239番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第10765号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月3日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 有限会社城建設
(3) 代表者名 大城寛
(4) 所在地 国頭郡国頭村字与那81番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第5840号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 株式会社ダイナン産業
(3) 代表者名 大城弘美

- (4) 所在地 沖縄市海邦町3番30号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第7519号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 沖縄水質改良株式会社
(3) 代表者名 天願智一
(4) 所在地 那覇市曙3丁目20番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24) 第2582号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月11日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 石川文明堂株式会社
(3) 代表者名 石川元義
(4) 所在地 中頭郡西原町字兼久83番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第10613号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 株式会社沖永開発
(3) 代表者名 安里邦夫
(4) 所在地 浦添市牧港五丁目6番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第820号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月16日付けで、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 真晃工業
(3) 代表者名 赤嶺雅功
(4) 所在地 那覇市三原3丁目18番38号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11659号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成26年12月26日
(2) 商号名 有限会社優木
(3) 代表者名 池間秀昭
(4) 所在地 中頭郡読谷村字古堅863番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11689号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月19日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

- 17(1) 処分をした年月日 平成27年1月7日
(2) 商号名 佐久川建設
(3) 代表者名 佐久川正利
(4) 所在地 浦添市字大平387番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第8347号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月15日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成27年1月8日
(2) 商号名 株式会社宮平組
(3) 代表者名 宮平保幸
(4) 所在地 那覇市具志2丁目22番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第944号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年1月5日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成27年1月21日
(2) 商号名 宮國組
(3) 代表者名 宮國俊明
(4) 所在地 浦添市字経塚579番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第9423号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月25日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成27年1月22日
(2) 商号名 有限会社玉那覇組
(3) 代表者名 玉那覇忠雄
(4) 所在地 中頭郡中城村字津霸481番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10953号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年1月21日付で、建設業法第12条に基づき管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成27年1月26日
(2) 商号名 相互電気株式会社
(3) 代表者名 山城尚
(4) 所在地 那覇市松川3丁目19番34号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第3784号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月10日付で、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成27年1月26日
(2) 商号名 有限会社七和電気工事
(3) 代表者名 鳩間貴之
(4) 所在地 島尻郡八重瀬町字宜次65番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第6272号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年10月27日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 23(1) 処分をした年月日 平成27年1月26日

- (2) 商号名 比嘉保温
(3) 代表者名 比嘉恵子
(4) 所在地 宜野湾市我如古四丁目2番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11642号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 24(1) 処分をした年月日 平成27年1月26日
(2) 商号名 有限会社三友
(3) 代表者名 金城和良
(4) 所在地 那覇市西1丁目3番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第8830号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月24日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 25(1) 処分をした年月日 平成27年1月26日
(2) 商号名 有限会社ライブエンジニア
(3) 代表者名 仲松彌秀
(4) 所在地 宜野湾市大山六丁目9番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第11353号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 26(1) 処分をした年月日 平成27年1月30日
(2) 商号名 東壱住建株式会社
(3) 代表者名 東江一二
(4) 所在地 浦添市字城間1985番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第12016号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月26日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 27(1) 処分をした年月日 平成27年1月30日
(2) 商号名 藤電気工事社
(3) 代表者名 宇茂佐藤雄
(4) 所在地 那覇市長田1丁目7番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第517号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年1月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 28(1) 処分をした年月日 平成27年1月30日
(2) 商号名 株式会社大城木工所
(3) 代表者名 大城喜三郎
(4) 所在地 那覇市字国場514番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第5431号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成27年1月6日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 29(1) 処分をした年月日 平成27年1月30日
(2) 商号名 株式会社真和電工
(3) 代表者名 池宮拓治
(4) 所在地 うるま市字豊原578番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-26）第5682号、沖縄県知事 許可（般-26）第5682号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する特定建設業及び土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年1月8日付で、建設業法第12条に基づき電気通信工事業、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 30(1) 処分をした年月日 平成27年1月30日
(2) 商号名 株式会社新洋
(3) 代表者名 大山隆
(4) 所在地 浦添市西原五丁目7番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-23）第7945号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年1月9日付で、建設業法第12条に基づき土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 31(1) 処分をした年月日 平成27年2月3日
(2) 商号名 タマキハウジング株式会社
(3) 代表者名 玉城英之
(4) 所在地 那覇市古波蔵3丁目5番43号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-25）第11455号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成26年12月19日付で、建設業法第12条に基づき土木工事業を廃止した旨の届出があった。
- 32(1) 処分をした年月日 平成27年2月3日
(2) 商号名 有限会社喜本産業
(3) 代表者名 喜久山本和
(4) 所在地 国頭郡金武町字金武8037番地11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第9627号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年1月9日付で、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 33(1) 処分をした年月日 平成27年2月3日
(2) 商号名 株式会社ランドプラン
(3) 代表者名 真喜志毅
(4) 所在地 沖縄市胡屋四丁目14番31号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第10125号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年1月13日付で、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 34(1) 処分をした年月日 平成27年2月3日
(2) 商号名 株式会社仁建設工業
(3) 代表者名 島袋悦子
(4) 所在地 沖縄市宮里二丁目7番4号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第5971号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成27年1月16日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 35(1) 処分をした年月日 平成27年2月3日
 (2) 商号名 有限会社祐伸土建
 (3) 代表者名 渡久地政祐
 (4) 所在地 浦添市牧港四丁目2番13号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7391号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成27年1月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 36(1) 処分をした年月日 平成27年2月3日
 (2) 商号名 株式会社東山土建
 (3) 代表者名 仲宗根正二
 (4) 所在地 石垣市新栄町18番地
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第5319号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成27年1月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 37(1) 処分をした年月日 平成27年2月9日
 (2) 商号名 仲大建設工業
 (3) 代表者名 仲座博巳
 (4) 所在地 豊見城市字高安992番地
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11575号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成27年1月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 38(1) 処分をした年月日 平成27年2月9日
 (2) 商号名 中村興業
 (3) 代表者名 中村有児
 (4) 所在地 豊見城市字宜保84番地1
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11772号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成27年1月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月6日 沖縄県指令土第1281号
 - 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武195番1、195番5及び195番10
 - 3 公共施設 なし
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1101番地1 ソレイユ106号 野原廣正
 - 5 検査済証番号 平成27年3月9日 第4186号
 - 6 工事完了年月日 平成27年2月19日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年3月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月5日 沖縄県指令土第1282号、平成26年5月26日 沖縄県指令土第739号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長705番2及び705番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長705番地の3 新垣良宣
- 5 検査済証番号 平成27年3月9日 第4187号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月2日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第1号

教 育 庁
総合教育センター

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月17日

沖縄県教育委員会
委員長 泉 川 良 範

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「沖縄県心身障害児適正就学指導委員である」を「障害のある幼児、児童及び生徒に対する医療又は保健に関し識見を有する」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

| | |
|---|--|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号 |
|---|--|